

京都市告示第 260 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から変更及び廃止の届出がありました。

平成17年6月30日

京都市長 榎本頼兼

医療機関所在地変更

名 称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
(医) 葵会・老人訪問看護ステーション	北区大宮東脇台町10	北区大宮南山ノ前町36-1	平成17年4月1日

施術者所在地変更

施術者の名称	施術所の名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
阿波野 勝	阿波野 勝	右京区嵯峨野千代ノ道町18	右京区嵯峨野芝野町2-10	平成17年5月1日